

令和6年度第1回白井市福祉有償運送運営協議会 議事録

- 1 開催日時 令和6年4月19日（金）午後2時から午後2時45分まで
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎 2階 災害対策室2.3
- 3 出席者 金井会長、福岡副会長、赤間委員、加藤委員、
鈴木委員 高柳委員
事務局 障害福祉課 石田課長
高齢者福祉課 奥村課長、安岡係長、大塚主事補
- 4 事業主体 社会福祉法人フラット 2名
- 5 傍聴者 1人
- 5 次第
 - 1 開会
 - 2 委員自己紹介
 - 3 会長の選出
 - 4 会長挨拶
 - 5 議事
 - (1) 福祉有償運送の必要性について
 - (2) 更新登録の申請に係る協議について（1法人）
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 6 配布資料
 - 1 白井市福祉有償運送運営協議会名簿
 - 2 福祉有償運送の概要について
 - 2-1 道路運送法施行規則 抜粋
 - 3 白井市における移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について
 - 4 白井市福祉有償運送運営協議会 要件確認表
 - 5 更新申請書類一式
- 7 議事 以下のとおり

事務局	1 開会
	2 委員自己紹介 人事異動に伴い新たに就任した委員を紹介 ○報告事項 本日ご出席の委員数は、事前に2名から欠席のご連絡をいただきしており6名になります。 白井市附属機関条例第6条第2項の規定により会議開催要件である委員の過半数の出席を満たしているため、会議が成立しておりますことをご報告いたします。 本日の議題は、「福祉有償運送の必要性について」と「更新登録の申請に係る協議（1法人分）」となります。

	<p>本会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開となっており、会議録作成の為、録音いたしますので、あらかじめご了承ください。会議録の作成にあたりましては、委員の皆さまの名前は伏せさせていただきます。</p> <p>また、傍聴者は1名となっております。</p>
	<h3>3 会長の選出</h3>
事務局	<p>現在、本協議会の会長については、前会長の異動により空席となっております。従いまして、会長が選出されますまでの間につきまして、職務代理といたしまして副会長に議事進行をお願いいたします。</p>
副会長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第3 会長の選出について議題とさせていただきます。</p> <p>会長の選出方法につきましては、白井市附属機関条例第3条第1項により、委員の互選により選出することとなっております。</p> <p>委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。ご意見はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>前会長板橋委員の後任の福祉部長、金井委員を推薦したいと思います。</p>
副会長	<p>ありがとうございます。ただいま委員より、金井委員をとのご推薦がありましたが、ほかにございませんでしょうか。</p>
他委員	<p>意見なし（全員）</p>
副会長	<p>ないようですので、金井早苗委員を会長とすることにつきましてご異議はございませんでしょうか。</p>
	<h3>意義なし（全員）</h3>
副会長	<p>ありがとうございます。異議なしですので、金井委員を会長とすることに決定しました。ここで、職務代理を辞させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>金井会長よろしくお願ひいたします。</p>
	<h3>4 会長挨拶</h3>
事務局	<p>それでは、会長のほうからご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>（会長あいさつ）</p>
事務局	<p>ありがとうございました。議長につきましては、同条例第6条第1項の規定により会長が会議の議長となりますので、ここからの進行については金井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>

	5 (1) 福祉有償運送の必要性について
会長	それでは、会議次第に従い進めさせていただきます。「(1) 福祉有償運送の必要性について」事務局より説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議題5の議事 (1)「福祉有償運送の必要性について」説明させていただきます。</p> <p>資料3をお手元にご用意ください。</p> <p>福祉有償運送を含む自家用有償旅客運送はバス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取ったうえで提供できる運送サービスであり、福祉有償運送については、タクシー等公共交通機関を利用できない身体障害者等が外出するための移動手段の確保のために提供できる運送サービスとなります。</p> <p>本資料は白井市における福祉有償運送の必要性についてご検討いただくための資料となっております。</p> <p>この資料を元に、白井市内においてどの程度福祉有償運送の運送対象者が潜在的にいるのかをご確認いただきたく存じます。</p> <p>また、運送対象となりえる要件（旅客の範囲）につきましては、資料の5ページに掲載しておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、本日の説明では事前に資料を送付させていただいていることからも、具体的な数値の説明は割愛させていただきます。</p> <p>それではまず、1ページ目をご覧ください。</p> <p>本資料は白井市の人口から今後運送対象となるリスクが高い高齢者割合を表したデータになります。ご覧いただいたとおり、本市の高齢化率は今後も増加していくことがお分かりいただけるかと思います。</p> <p>次に2ページが白井市の事業対象者・要支援・要介護認定者の推移を表したデータになります。年々認定者の数が増え、今後福祉有償運送のニーズが高まると考えられます。また、認知症高齢者においては、判断能力の低下により公共交通機関が利用できないケースも考えられるところです。</p> <p>3ページ目は白井市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移となります。様々な障害が起因し公共交通機関利用の制約があると考えられる方となります。増加の傾向を見せており、高齢者同様、福祉有償運送の利用希望者が増える一因となるかと考えられます。特に精神障害者保健福祉手帳所持者数においては、5年間で約1.4倍と増加しています。</p> <p>4ページ目をご覧ください。</p> <p>「白井市内における公共交通機関の概要」になります。</p> <p>資料は本市都市計画課から情報提供いただきました資料で、本市における公共交通の状況を示すものとなります。令和5年度には路線バスの減便がありました。</p> <p>この市内タクシー台数を基にタクシー1台当たりの75歳以上の人口を算出</p>

	すると約384人となります。もちろん健康な方も含めている数値になりますので、あくまで参考程度のものですが、公共交通で十分に賄えるとは言えない状況ではないかと思われます。 また、5ページに記載のとおり、福祉有償運送を実施している市内事業者は6事業者あります。車両数等に各事業所で増減はありますが、事業所数は維持している状況です。 以上的情報から、福祉有償運送が必要であると考えられます。
会長	ただいま、事務局から「福祉有償運送の必要性について」説明がありました。皆さま必要性についてご理解いただけたと思いますが、何かご質問、ご意見等ございますか。
委員	5ページの一番下の行【前年度との比較】に保有車両台数セダン型マイナス6台、福祉車両マイナス2台と記載されていますが、必要性がこれだけ呼ばれている中で、マイナスになっているのはどうなのかと疑問を感じました。マイナスではなくプラスになる働きかけが必要ではないかと思いました。
会長	ありがとうございます。ただ今、これだけ福祉有償運送の必要性が呼ばれている中で本来であれば台数が増えていくべきものではないかというご意見をいただきました。
事務局	台数が減っているというところで、何か理由を把握されていれば事務局のほうから説明をお願いいたします。 福祉有償運送の車両が減少している理由について説明させていただきます。トータルとしては減になっていますが、まず1事業者については1台増加をしております。 減っている事業者に確認したところ、所有していた車両すべて登録をかけていましたが、実際の稼働数にあわせて車両数の整理をしたとのことです。 実際に福祉有償運送として動いている車両としては変化がないような状況になっています。以上です。
会長	ありがとうございました。元々の稼働数に合わせて登録をし直したことで、実際には減っていないということですね。
委員	ほかにご意見等ございましたらお願いします。
会長	事務局のほうで説明お願いいいたします。
事務局	資料6をご覧ください。 昨年度、国で利用者から收受する対価について改正がございました。もともと当該地域におけるタクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲で請求することとなっていましたが、法改正により運送の対価が当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割まで引き上げることが認められたということになります。 その反面、関東運輸局から運送の対価の目安が公表されています。白井市が

	<p>だいたいどのくらいの目安になるかといいますと、距離制か時間制かで変わりますが、白井市は千葉県で二つの地区に分けられている中の A 地区に該当しています。</p> <p>A 地区では距離制ですと、1 キロメートルまでが 341 円、以降 1 キロメートルごとに 330 円となります。時間制の場合は 5 分までが 484 円、以降 5 分ごとに 484 円加算されます。</p> <p>事業者によって収受する対価は異なりますが、目安として捉えていただければと思います。</p>
委員 事務局	<p>ありがとうございます。市からの援助はありますでしょうか。</p> <p>市で行っていますのが、事業者の運営を維持していただくための運営補助等は実施しています。</p>
委員 事務局	<p>利用者に対しての補助はありますでしょうか。</p>
委員	<p>利用者様に対しての補助はありません。</p>
事務局	<p>タクシーよりは安いですが、今年度末で廃止になる市の外出支援サービスと比べると料金が高いので、実際に今まで使用していた利用者で経済的に乗れないという人が出てくると思います。</p> <p>前回の会議でも同様のご意見をいただいているところですが、外出支援サービスが廃止になりますて、それに代わるとまではいきませんが、福祉タクシー券の見直し等、少なからず利用者の負担を軽減できるよう検討を進めているところでございます。</p>
会長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p>
委員	<p>国民年金等で生活されている方々によく病院に行くまでの料金が高いというお話をよく聞きます。昔のように市の財政が豊かでない中で福祉にだけお金をとはいかないと思いますが、地域の高齢者のお話を聞くと何とかならないかと常に感じています。病気になれば病院はつきものですので、少しでも楽に病気の治療ができるように考えていただけたらなと感じました。</p>
会長	<p>委員の皆様からたくさんのお貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>それでは次に移らせていただきます。</p>
	<h3>5 (2) 更新登録の申請に係る協議について（1 法人）</h3>
会長	<p>次に、「(2) 更新登録の申請に係る協議について」を議題とします。</p>
事務局	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>更新登録の申請に係る協議についてご説明いたします。</p> <p>1 法人に係る更新申請について協議をいただきますが、本日の会議で協議が整いましたと、資料 5 の 15 ページにある『地域公共交通会議等において協議が整ったことを証する書類』を通知いたします。</p> <p>書類の 5 に記載されているとおり協議内容としては、『運送の区域』、『旅客から収受する対価』、『旅客の範囲』となります。協議にあたりこれらについて、</p>

	事務局より説明いたします。 その後各事業者から補足説明をいただき、事業者が退席した後に、委員の皆様にご協議のうえ、表決をしていただきますのでよろしくお願ひいたします。 今回更新申請のありました申請団体の方に入室していただきます。
	申請団体入室
申請団体	本日はよろしくお願ひいたします。
会長	それでは、事務局より説明を求めます。 (資料に沿って説明)
申請団体	ありがとうございます。続いて申請団体の方から、更新申請について、補足説明等があればお願ひします。 対象者につきましては重度の知的障害の方が主に利用されています。車両が違ったり支援者が運行を理解していないとパニックになられたり、運行することが難しくなってしまう方が一部いらっしゃいます。利用のされ方につきましては、通院先への移動が多くなっています。だいたい10キロメートルから15キロメートル圏内が多い状況です。 前回の更新からの変更点は2点ございまして、1点目は運行の対価で2キロメートルで200円に変更させていただきました。また、複数乗車について新たに更新させていただきたいと思っています。ご利用者様から仲の良い友人とスポーツジムなどに一緒に行きたいという要望がありまたので、相乗り乗車の金額設定をしています。最大8人乗車の運送を行いたいと考えております。料金に関しては、複数乗車の場合は初乗り2キロメートルまで100円、以後1キロメートルあたり50円となっています。 以上になります。よろしくお願ひいたします。
会長	ありがとうございました。事務局、申請者様の説明に対して、質問・ご意見等ございましたらお願ひします。
委員	相乗り乗車についてですが、説明の中に仲の良い方と乗車するとおっしゃっていましたが、申請団体の方が同じ地域の方々に声をかけてコーディネートもされたりするのでしょうか。
申請団体 委員	基本的にはご利用者様のご希望に沿って運送しております。 料金面ですが、普通の運送の対価の半額になっていますので利用者様は利用しやすいのかなと思いますが、今後そのような考え方でやっていくということも今は考えていらっしゃらないのですか。
申請団体	現状ご利用者様のご意見というところで考えていましたので今ご意見いただいたところで今後のところは考えていきたいと思います。
会長	ありがとうございます。ほかにご意見等いかがでしょうか。 無いようですので、委員による審議を行いますので傍聴者、申請団体について

	ては退席願います。
申請団体、傍聴者退室	
会長	それでは、申請団体の更新登録申請についてご意見をいただけますでしょうか。
他委員	意見なし（全員）
会長	申請団体の更新登録申請について、合意いただける方は挙手願います。
	全員挙手
会長	全会一致で合意されました。
	それでは、更新登録申請について、本運営協議会において協議が調ったことを報告いたします。
	委員の皆様、ご審議ありがとうございました。
	ではここからの進行については事務局からお願いします。
事務局	会長ありがとうございました。
	本日の審議結果につきましては、事務局で整理し、申請者に「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を通知します。
	更新申請のあった申請団体はこの通知を添付して運輸局に本申請をしてもらうことになります。
6 その他	
事務局	事務局からは2点ございます。
	資料6の2つ目の地域公共交通会議に関する国土交通省の考え方についてです。今回のような事業者からの更新の登録を行う場合の協議の方法が追加されています。更新の登録を行う場合にあっては、意見公募方式によることができるものとする。という規定が追加されました。今回のように対価が変更になっていた場合は会議を開催し協議をする形になりますが、前回の更新と今回の更新で内容が全く同様であれば協議会を開催せず意見公募方式を認められます。今後意見公募方式をとる場合がありますので情報提供させていただきます。
	2点目です。今後の予定についてお知らせいたします。
	今年度、更新登録の申請に係る協議を行う予定は、本日協議を行った1事業者のみとなります。したがって、新規申請や旅客の対価の変更などの申請が上がった場合に開催することとなります。
	新規申請等の申請が上がり次第、その都度、委員の皆様にはご連絡させてい

ただきます。
事務局からは以上になります。
委員の皆様方から何かございますでしょうか。
無いようでしたら以上を持ちまして、令和6年度第1回白井市福祉有償運送
運営協議会を閉会いたします。
ありがとうございました。